

# R 7 年度の取組報告

## こども部会

R8. 2. 24 上越市障害者自立支援協議会 第2回全体会

## ① R 7 年度の取組内容

### 1. 関係機関の連携と人材育成を目的とした研修会の実施

#### 【テーマ】

- 7/4 医療的ケア児（者）の支援者向け研修
- 10/22 多問題家族を抱える家族や児童への支援を考える研修
- 11/14 こどもの将来を見据えた支援を考える研修

→今年度の研修内容を振り返りし、次年度の実施内容や地域の課題を共有した。振り返り結果は参考資料1参照。

教育との連携の研修会は、次年度については教育委員会と協議し、年度当初の特別支援コーディネーター研修に内容を組み入れていただく方向で検討中。

## 2.就労選択支援の支給決定や導入の流れについて検討

→参考資料2参照

## 3.サービスのあり方の検討（発達支援と保護者の就労や生活を支えるニーズをどのように受け止めていくか）

→様々なニーズに対して、地域資源や支援体制の課題もあり、「こどもの居場所」としての検討も必要となっていることを共有。

## 4.保護者の自助力の向上に向けた取り組み

→上記3と4の課題については、検討までに至っていないためR8年度具体的に検討を行う予定。

## 参考：開催経過

月日	内容
4月14日（月）	・昨年度の活動振り返りと今年度の部会の方針と取り組みについて協議（第1回部会）
6月18日（木）	・各ワーキングチームでの取り組みを共有し、再度今後について協議（第2回部会）
7月2日（水）	就労選択支援プロジェクトチーム設立趣旨や概要の説明、意見交換を実施（第1回打ち合わせ）
7月4日（金）	医療的ケア児（者）支援者研修会（福祉課すこやかなくらし支援室と共同開催）
8月6日（水）	・就労選択支援サービス開始にあたっての課題等意見交換（第2回打ち合わせ）

月日	内容
9月16日（火）	・各ワーキングチームの進捗確認・検討と就労選択支援プロジェクトチーム検討内容の報告共有 今後の部会の進め方や課題について検討（第3回部会）
9月19日（金）	・就労選択支援サービスにかかる支給決定の流れと導入に向けたスケジュールの検討（第3回打ち合わせ）
10月10日（金）	・就労選択支援の最終的な流れの確認、意見交換（第4回打ち合わせ）
10月22日（水）	・多問題を抱える家族や児童への支援を考える研修会（福祉課すこやかなくらし支援室と共同開催）
11月14日（金）	・こどもの将来を見据えた支援を考える研修会（上越市教育委員会と共同開催）
12月15日（月）	・今年度の活動の振り返りと次年度の取り組みの協議、検討
1月26日（月）	・次年度のこども部会で検討する内容について具体的な取組内容等の協議（第5回部会）

## ② R 8 年度の取組方針

1. サービスのあり方の検討（発達支援と保護者の就労や生活を支えるニーズをどのように受け止めていくか）
2. 保護者の自助力の向上に向けた取り組み  
→ 上記 1 と 2 の課題を優先的に検討していく。具体的な課題やニーズを把握するために市内の相談支援専門員に対してアンケート調査を実施する。その内容をもとに、検討・協議を進めていく。また、参集者を議題によって変更し、実際に取り組んでいる事業所や保護者の声を聴く機会を作る。
3. 人材育成のための研修会の実施  
→ R7年度実施内容を振り返りながら実施内容を検討し、実施する。

医療的ケア児（者）支援者研修会振り返りシート

No.	①研修を通じて見えた地域課題	②左記の①を解決するために取り組むべきこと (今ある制度や仕組みの中で工夫していけること等)	③今後必要と思う取組みについて
1	相談支援専門員間における医療的ケア児者への支援経験にばらつきがある。	今回のような事例に基づいた研修会を定期的に計画する。実際に担当としてケースを持つかは別として、蓄積されたノウハウの共有は必要。	医療的ケアコーディネーターをどのように活用していくのか。今回の事例提供者はコーディネーターの方だったが、コーディネーターで無い方が該当ケースを担当した際にどのようなサポート体制があるのか。
2	今回の事例は自分の意思を伝達できる方だったが、自分の意思を伝えられない方だった際に、どのようにして意思決定を支援していくのか。	保護者、周囲の支援者をはじめ、利用者本人をよく知ることが何より大切なのかなと感じた。（意思決定支援自体がものすごく高度なことで、解決という視点よりも改善のほうがりっくりきます）	発達障害などは特性を踏まえた接し方などを事業所や関係者から保護者が学ぶことが多いと感じるが、医ケアは保護者で確立された支援方法を事業所や関係者に伝達する機会が多い。基本的なベクトルから異なることを理解していける機会をもつことが肝要。
3	・医療依存度の高いケースを受け入れる生活介護事業所が少ないため、基準該当の生活介護事業所の利用検討を図るが、卒業後の年代の利用者への活動提供や医療的ケアの手技の習得が現場ではスムーズにいかない点がある	・実習体験と合わせて、生活介護サービス事業所内の日中一時支援サービスの利用を在学中より進め、お互いに体調管理や医療的ケアに慣れていく	①学校と地域との情報連携の強化に取り組む ・実習を通して本人と受け入れる事業所間で話し合いをし、課題を確認して卒業後までに整理していく ②在学中に利用している放課後等デイサービスと生活介護事業所が情報交換をして医療行為や緊急時の対応を周知しておく ③医療的コーディネーターが事業所の課題を聴取して、人材育成や活動内容を共に考えて提案していく（吉田さんと佐藤の役割を分担する） ④保護者の力を活かす活動を行う（座談会や広報誌作成など）
4	・医療的ケアを必要とする当事者が余暇活動や外出など社会参加を望む場合、利用できる資源が限られている現状がある。 ・資源が少ないため、関わる支援者が限定されがちであり、結果として参加の幅が狭まる傾向があるのではないかと感じた。 ・支援者の層を広げることや、社会資源の開拓・連携が今後の課題であると考えられる。	・地域資源の情報を整理し、支援者同士で共有する仕組みをつくる。  ・支援者が限定されないよう、ボランティアや地域活動団体など多様な関わりを模索する。	・地域の団体や施設に働きかけ、協力可能な資源を探す。
5	・医療的ケアを必要とする方の成長、発達とともに必要な支援を見通し早め早めに調整していくことが大事である。ライフサイクルに応じ出生から大人までに関わる支援者がそのつど変わっていくこともあるがご本人、家族が安心して相談でき、相談員のみならず、乳幼児期からかわる保健師、保育士、教員等、こうした機会を通し資質向上が必要。	・ケースを通してご本人、家族のニーズをとらえ、支援者も含め「できない」ではなく「できるよう」最善策を考えていく。 ・現場の支援のカギである看護職のスキルアップ、事業所の受け入れの考え方が大事であり、看護大の協力を得ながら看護職支援を検討していく	・今年度は未熟児出生等が数例あり、手帳取得前の相談がある。医療、保育、福祉でアイデア出ししながらコーディネーターからも支援いただきながらその都度検討が必要。 ・受け入れ事業所（基準該当生活介護）の拡大や事業所も受け入れられることでのメリットを感じられるような仕組み制度が必要。

多問題を抱える家族や児童への支援を考える研修会振り返りシート

No.	①研修を通じて見えた地域課題	②左記の①を解決するために取組むべきこと (今ある制度や仕組みの中で工夫していけること 等)	③今後必要と思う取組みについて
1	○アセスメントや相談支援のスキルアップ	○アセスメントを丁寧に行う 本人の困り感、家族の抱える問題の情報収集等  ○意思決定支援 本人、家族の意思確認（どうしたいのか、どうしていききたいの）	○人材育成のための研修会の継続 ・聞き取り（傾聴）スキルの向上 ○主任相談支援専門員による同行及びフィードバック ○デジタルツール（チャットやアプリ）の活用
2	○支援機関を知る ・他部署の役割理解 ・他機関の専門性理解 ・他者理解（価値観・強みの共有）	○こども発達支援センターの役割 ○こども家庭センターの役割 ○地域包括支援センターの役割 ○学校の役割 ○医療機関：主治医、訪問看護の役割 ○障害福祉サービス：居宅介護、放課後等デイサービスの役割	○複数の職種を参集し、ケースを通じた研修会の継続 ・研修会の構造化
3	○多職種との連携 ・情報共有の質を高める ・役割分担の明確化 ・信頼関係の構築	○情報共有とコミュニケーションの方法を考える ・効果的な記録と報告方法 ・ケース会議の進め方 ・「誰が、どの段階で、何をするか」明確にする ○連携の停滞ポイントを見える化してみる	○連携強化のための研修会の継続 ・顔の見える、信頼関係づくりのワーク
4	・家族が支援の必要性を認識していない、あるいは支援を拒否するケースが多く、介入の難しさがある。 ・多くの支援者が集まった時に、堂々巡りにならず情報や課題をどう解決していくか。 ・情報共有や連携がスムーズに進まないことや、複雑なケースでは個々の支援者の心身の負担が大きくなりがち。	・タイムリーな情報はLINEワークス、NCネットを活用しながら、対面会議等でずれを調整していく。 ・母側、児童側でそれぞれ主となる支援者をきめて対応し、モニタリング等で話し合う。	・先に支援者であつまり方針を決め、大きな目標設定・小さな目標設定をしていく。 ・そうならざるを得ない状況を理解し、心理士の意見を聞きながらより良い方法を考えていく。 ・チームまとめも相談員に限らず他に引っ張ってってくれる人も大切。抱え込まず発信していく。
5	・就学前の早期の発達支援機関として、障害のある、あるいは特性の強い子どもをあるがままに受け止め、保護者が自信をもって子育てに向き合えるよう日々様々なケースに取り組んでいるが、本ケースのように保護者の育児能力やその環境等を考慮したときに、公的サービスだけでは限界を感じることもある。	・就学前の早期支援の段階から、子どもの発達段階や特性に応じた本人支援に加え、保護者が主体的に子育てに向き合えるよう、エンパワメントを意識した支援を関係者間で一体的に取り組めるよう、こども発達支援センター内部はもちろんのこと、外部とも共有する場を設ける。（発達支援の本来の目的と意義、保護者支援における課題認識を民間児童発達支援事業所や計画相談等とも共有し話し合っていく必要がある。）	・発達支援における本人支援の意義、保護者支援の意義をセンター内はもちろんのこと、関係機関（計画相談、園、児童発達支援事業所など）と共有し、一体的な支援、かつ途切れない支援となるよう体制をつくっていく。 ・こども発達支援センターにおいて、発達相談や児童発達支援の担当職員の研修等を充実し、保護者支援の意識を高め、スキルアップを図る。
6	・複合的な課題を抱える家庭では、様々な機関が介入しているが、調整する機能が明確でなく、制度のはざまになっている。	・調整役が必要なのであれば、実際に関わる機関同志で話し合うしかないのではないか。	

## こどもの将来を見据えた支援を考える研修会振り返りシート

No.	①研修を通じて見えた地域課題	②左記の①を解決するために取組むべきこと (今ある制度や仕組みの中で工夫していけること等)	③今後必要と思う取組みについて
1	教育現場の先生方と福祉職と一緒に学び合う機会が少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課と福祉課で課題の共有</li> <li>→学校現場、福祉事業所、相談支援事業所への課題の聞き取りが必要？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育と福祉で、お互いが課題と思っていることの洗い出しを行う</li> <li>・教育が担うべきこと、福祉が担うべきこと、一緒に取り組むべきこと等、お互いの役割を確認し合う</li> <li>→教育と福祉と一緒に参加できる研修会の定期開催</li> </ul>
2	教育現場の先生方が家庭への介入に対して抵抗がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個のケースを通して、家庭とのやり取りについて役割分担を行い、実践を積み重ねる</li> <li>・福祉と教育で考える目的をすり合わせ、方向性を揃える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成（教育、福祉共に）</li> <li>→「学校だからそこまではやらない」、「福祉サービスとしてどこまで担うべきか」等、狭間の事例に対して支援者同士で役割分担をしっかりと行えるような関係性の構築とケース運営のスキル向上</li> <li>→支援者が困った時の発信先の明確化</li> </ul>
3	<p>小・中学校の特別支援学級の先生方が、進路指導に関する知識を広く身につけられるよう、福祉制度、特別支援学校高等部の学びの特徴、福祉事業所の仕組み、障害者就業・生活支援センターの役割などについて情報提供を行った。</p> <p>今回の研修会では、特別支援教育の実践経験が豊富な先生方の参加が比較的多く、進路指導に関する基礎的な理解をこれから深めていきたい先生方に広く参加していただくという当初のねらいが十分に達成できなかった点が課題として挙げられる。</p>	<p>今後は、進路指導に不安を感じている先生方にも参加しやすい周知方法や内容構成を工夫し、より幅広い層の先生方に必要な情報が届く研修会となるような準備をしていく。</p>	<p>来年度の4月に実施される特別支援学級の担当者向けの悉皆研修に、今回の研修を位置づけてもらえるように教育事務所と連携して取り組んでいく。</p>
4	教育では、福祉との連携をとりたいと考えているが、本人家族が現状を受け入れできずに拒否している。地域の支援者とどうつながるとよいかを知る機会がないのではないかな。	教育と連携した研修会や地域の支援体制を学ぶ機会をつくる。毎年、教育委員会と連携した福祉について説明を行う研修を充実させていく。	教育を含めた研修会の開催と考えるが、教育側は年間で研修会のスケジュールが決まっており、開催方法や内容を検討していく必要があると思われる。
5	教育では、福祉との連携をとりたいと考えているが、本人家族が現状を受け入れできずに拒否している。地域の支援者とどうつながるとよいかを知る機会がないのではないかな。	上越市の児童生徒にかかわる支援体制の役割を整理し、他部門や関係機関へ周知していくことが必要。	

# 【就労選択支援】支給決定について①

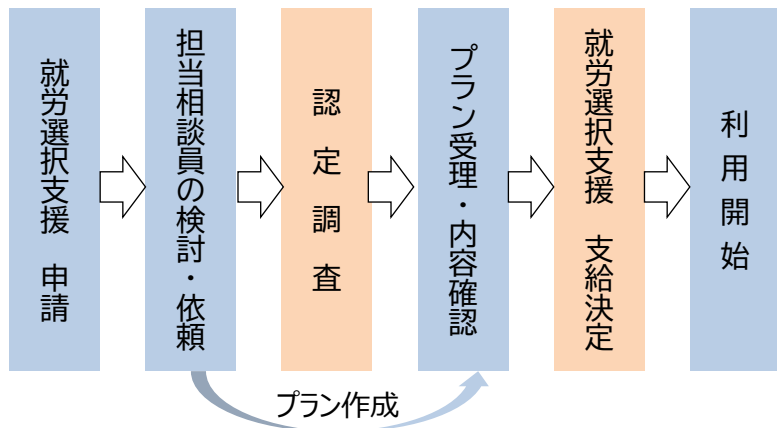
令和7年9月19日

就労選択支援プロジェクトチーム第3回打合せ 資料1

対象者		方針	申請書	就労アセスメント
従来		-	1か月半 ～2か月前	者：障がい者就業・生活支援センター、 特別支援学校3年生：特別支援学校の教諭
者	18歳以上 (就労選択支援事業所で 受入れできない場合)	※上越地域で事業所が開設されないことにより受入れできない場合を含む ・ <b>従前の対応を踏襲する</b>	1か月半 ～2か月前	障がい者就業・生活支援センター
	18歳以上 (就労選択支援事業所で 受入れできる場合)	・市内外問わず、受入れできる場合に限り、 <b>就労選択支援を支給決定</b> 。 ・就労選択支援事業所の空きが無く、利用するまで時間を要する場合は、 <b>障がい者就業・生活支援センターを紹介</b> (就労選択支援の支給決定をしない) ※就労継続支援B型(以下「就B」と表記)を希望する場合で、就労アセスメントが必要な場合は、障がい者就業・生活支援センターに依頼	1か月半 ～2か月前	就労選択支援事業所 (受入れできない場合： 障がい者就業・生活支援センター)
児	特別支援学校 高等部 (R7:3年生)	・卒業後、就労継続支援B型の利用を希望する場合は、 <b>従前の対応を踏襲する</b>	12月中下旬 頃	特別支援学校の教諭
	特別支援学校 高等部 (R7:2年生)	・卒業後に就労継続支援(A型・B型)を希望する場合は、 <b>就労選択支援事業所が受入れできる場合、就労選択支援を支給決定</b> 。 → R9.4～就Aも事前に就労選択支援の利用が原則となる ・空きが無ければ、特別支援学校の教諭に就労アセスメントの作成を依頼	就労選択支 援事業利用の 遅くとも 3ヶ月前	就労選択支援事業所 (受入れできない場合： 特別支援学校の教諭)
	特別支援学校 上記以外 (R7:1年生以下)	・ <b>就労選択支援事業所が受入れできる場合、就労選択支援を支給決定</b> 。 → 事業所の開設及び受入れ人数に限りがある場合、 3年生と者の対応でいっぱいとなる可能性があるため、 その場合は <b>3年生で就A・就B希望者を優先する</b> ・中等部は15歳未満のため利用不可	就労選択支 援事業利用の 遅くとも 3ヶ月前	就労選択支援事業所 (受入れできない場合： 特別支援学校の教諭)
	一般校生 中卒者	18歳以上と同様 ※児相への意見書の依頼は別途必要		

## ●就労選択支援事業の支給決定の流れ（者）

※通常の他の障害福祉サービスの利用と同様

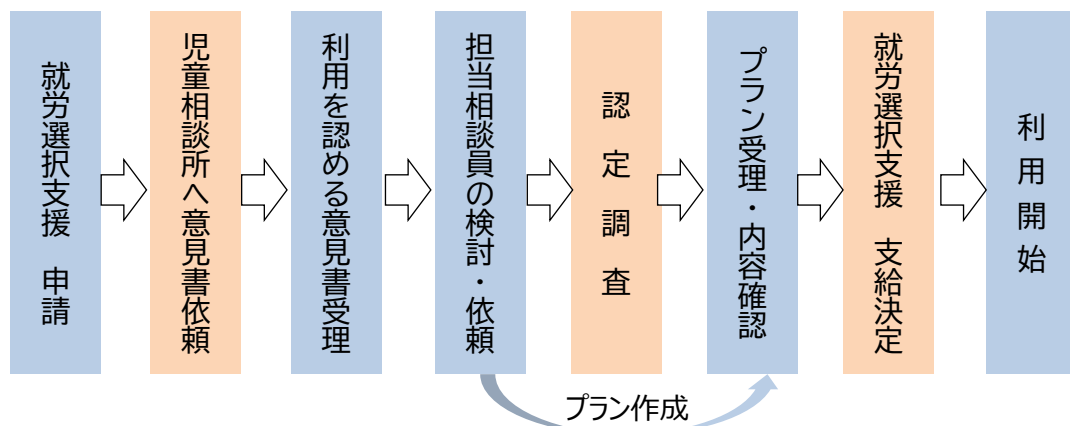


※申請～利用開始まで、およそ1か月半～2か月程度

※訓練等給付であるため、障害支援区分は不要  
(全パターン共通)

## ●就労選択支援事業の支給決定の流れ（児） ※15歳～18歳未満。特支生徒を除く

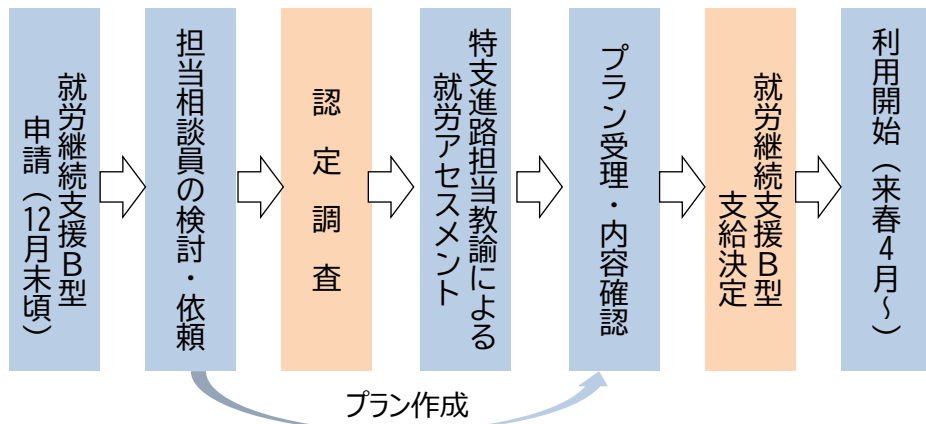
※通常の15歳～18歳未満の他の障害福祉サービスの利用と同様



※申請～利用開始まで、およそ2か月半～4か月程度  
※就労選択支援事業利用後に、就労継続支援B型を利用したい場合は、再度児童相談所への意見書が必要

## ● 特支生徒の卒業後の就労継続支援B型利用に係る支給決定の流れ ※R7 3年生のみ

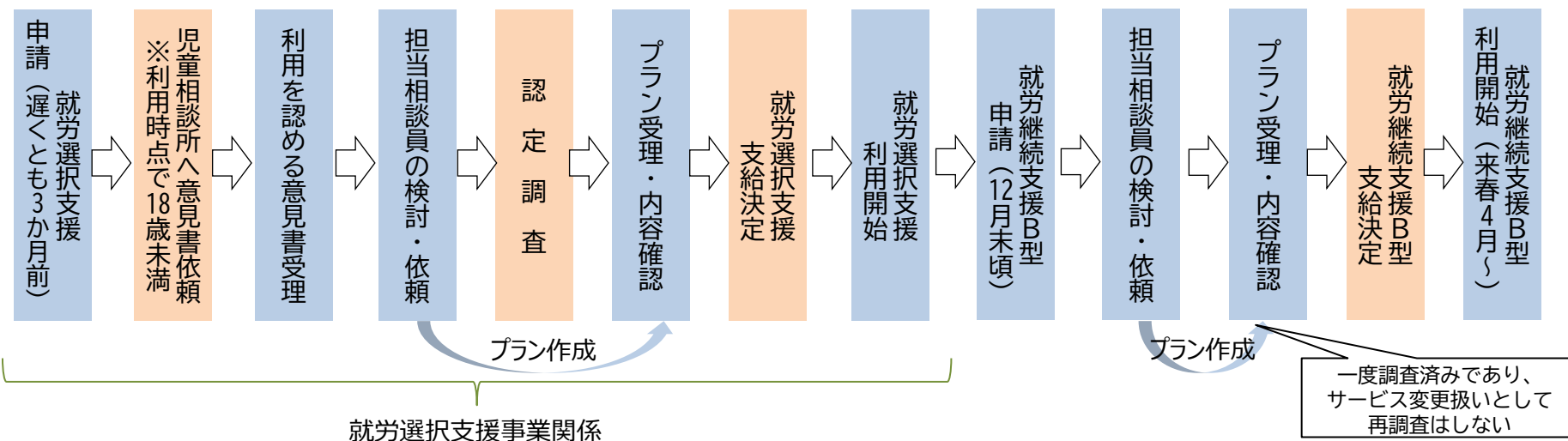
※従来と同様



※過去にはギリギリまで利用するサービスが決まらない場合もあり

## ● 卒業後の就労継続支援B型利用に係る支給決定の流れ ※R8～

※就労選択支援事業所が受入れできる場合（受入れできない場合は、随時、上記と同様の流れ）



一度調査済みであり、サービス変更扱いとして再調査はしない

# 就労選択支援導入後のスケジュール

※R8.4～就労選択支援事業所が開設された場合

